

令和2年度補正予算の成立を受けまして、博物館、劇場・音楽堂の関係者に対して新型コロナウイルス感染症対策のための政府の支援策について周知をお願いするものです

事務連絡
令和2年5月1日

都道府県・指定都市 文化行政主管部課長
博物館、劇場・音楽堂関係の文化団体の長

文化庁企画調整課長

**博物館、劇場・音楽堂における事業活動を支える
事業者等に対する経済的支援策について**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、博物館、劇場・音楽堂（以下「文化施設」という。）の閉館や閉鎖、文化イベントの自粛等、各種のご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

この度、新型コロナウイルス感染症が発生したことによる政府からの行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小（以下「中止等」という。）の要請を受けて中止等を実行したことにより、事業活動の継続に影響を受けた文化施設の事業活動を支える民間事業者及び文化施設において開催されるイベント等で活動する画家等芸術家やアーティスト、その他の方々（以下「芸術家等」という。）に向け、それぞれが活用することが想定される、政府が講ずる各種の支援策について、別添及び参考資料のとおりまとめております。

つきましては、所管の文化施設に対して別添及び参考資料の内容を周知いただきますようお願いいたします。

また、各文化施設において、事業活動において関係する民間事業者及び芸術家等に対して、別添及び参考資料の内容を周知していただくよう、御協力をお願いいたします。

内容等についてご不明な点がございましたら、参考資料に記載する各事業の連絡先までお問い合わせください。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、引き続き、下記関連情報ホームページ及びそのリンク先により最新の情報を確認の上、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期すようお願いいたします。

○ご参考

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房）
<https://corona.go.jp/>
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部（会議資料）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html
- ・令和2年4月22日 安倍内閣総理大臣記者会見
http://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202004/22corona.html

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月16日変更）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_h_0416.pdf
- 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析提言（2020年4月22日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html
- 文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）
https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200420_taisaku.pdf

本件連絡先 文化庁博物館振興室

電話：03-6734-4833(直通)

メール：s-kikaku@mext.go.jp

(別添)

博物館、劇場・音楽堂の活動を支える皆様へ

1. 博物館、劇場・音楽堂の運営を支援する民間事業者等の事業活動の継続について

緊急経済対策では、新型コロナウイルス感染症での感染拡大の影響を受ける事業者に向けて、様々な経済的な支援策を盛り込んでいるところです。

例えば、博物館、劇場・音楽堂における人材（チケット窓口の販売員、清掃事業等）の供給、製品の納入等を事業としている事業者であって、博物館の中止等の影響を受け、経済的な支援を求めている事業者におかれては、資金繰りの支援や持続化給付金の給付、税・公共料金等の納付・支払いの猶予等について、以下を参照し、ご活用ください（詳細については「参考資料」を参照ください）。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用に係る雇用調整助成金の活用をはじめ、労働環境の維持についても、様々な支援策がございますので以下を参照し、ご活用ください。

2. 博物館、劇場・音楽堂におけるイベント等に参加等する画家等芸術家、アーティストその他の方々の活動の継続について

緊急経済対策では、新型コロナウイルス感染症での感染拡大の影響を受けた、フリーランス等で活動する画家等の芸術家、個人事業主の皆様に向けて、様々な経済的な支援策を盛り込んでいるところですので、以下を参照し、ご活用ください。

3. 中止等した博物館におけるイベントのチケットをお持ちの皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止等した文化芸術イベントのチケットをお持ちの場合、当該チケットを払い戻さず寄附することにより、税制優遇を受けられる制度がありますので、以下を参照し、ご活用ください。

○参照していただきたい政府の関連サイト

(詳細については、「参考資料」も併せてご活用ください)

文化庁 HP

(総合サイト)

- ・新型コロナウイルス影響を受ける文化芸術関係者に対する支援情報窓口
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html

(各種の案内)

- ・文化芸術関係者向け新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援制度活用ガイド
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/2020020601_02.pdf
- ・文化芸術関係者向け新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援制度活用ガイド解説編
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/2020020601_03.pdf
- ・新型コロナウイルス対応支援策について (フリーランス向け)
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/20200421_03.pdf
- ・税優遇 (寄付金控除)
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/2020020601_05.pdf

経済産業省 HP

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の皆さまへ
<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

厚生労働省 HP

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000612981.pdf>
- ・生活を支えるための支援のご案内
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000625689.pdf>

博物館、劇場・音楽堂関係者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、事業・生活の継続に影響を受けている①博物館、劇場・音楽堂を支えている事業者、②博物館、劇場・音楽堂を活動の場に行っている画家・音楽家等のアーティストの皆様に、事業継続、安定的な生活・労働環境の維持に関する情報をまとめておりますので、参照ください（なお、掲げる情報は令和2年4月30日現在のものとなります）。

なお、下記に特に参考となる資料を一覧でお示ししております。各省、及び地方公共団体で様々な支援策が講じられておりますので、一部、内容が重複するところがありますが、詳細は各担当にお問い合わせください。

参考となる資料一覧

【文化庁資料】

（プラットフォーム）

←多くの情報がまとめられておりますので広く参照ください。

- ・新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援情報窓口

（個別資料）

- ・文化芸術関係者向け新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援制度活用ガイド（文①）
- ・文化芸術関係者向け新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援制度活用ガイド解説編（文②）
- ・新型コロナ対応支援策について（フリーランス向け）（文③）
- ・令和2年度補正予算等における文化芸術関係者への支援（文④）

【厚生労働省資料】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等について（厚①）
- ・生活を支えるための支援のご案内（厚②）

【経済産業省資料】

- ・新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ（経①）
- ・持続化給付金に関するお知らせ（経②）

【全国社会福祉協議会資料】

- ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた生活福祉資金制度による緊急小口貸付等の特例貸付について（社①）

リンク先一覧

文化庁のホームページに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆様に多くの情報がまとめられております。日々、様々な形で更新されておりますので、ご覧ください。

併せて、政府全体で様々な支援策が用意されております。詳細は以下を参照ください。

【文化庁資料】

（プラットフォーム）

- ・新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援情報窓口 [←まずはこちらから。](#)

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html

（個別資料）

- ・文化芸術関係者向け新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援制度活用ガイド（文①）

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/2020020601_02.pdf

- ・文化芸術関係者向け新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援制度活用ガイド解説編（文②）

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/2020020601_03.pdf

- ・新型コロナ対応支援策について（フリーランス向け）（文③）

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/20200415_02.pdf

- ・令和2年度補正予算等における文化芸術関係者への支援（文④）

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/20200206_10.pdf

リンク先一覧

文化庁のホームページに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆様に多くの情報がまとめられております。日々、様々な形で更新されておりますので、ご覧ください。

併せて、政府全体で様々な支援策が用意されております。詳細は以下を参照ください。

【厚生労働省資料】

- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」「働く方と経営者の皆様へ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等について（厚①）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000612981.pdf>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

- ・生活を支えるための支援のご案内（新型コロナウイルス感染症の影響を受ける働く皆さま向けのサイト）（厚②）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000625689.pdf>

【経済産業省資料】

- ・新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ（経①）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

- ・持続化給付金に関するお知らせ（経②）及び動画

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

<https://www.youtube.com/watch?v=r2h035U4lcI&feature=youtu.be>

【全国社会福祉協議会資料】

- ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた生活福祉資金制度による緊急小口貸付等の特例貸付について（社①）

<https://www.shakyo.or.jp/coronavirus/shikin20200324.pdf>

新型コロナウイルスの影響を受ける博物館・美術館を巡る関係者のイメージ

学芸員・館職員

- ・ 館長、副館長等
- ・ 学芸員
- ・ 事務職員

他

①館の運営を支える事業者

- ・ 会場貸付業
- ・ レストラン、カフェ等

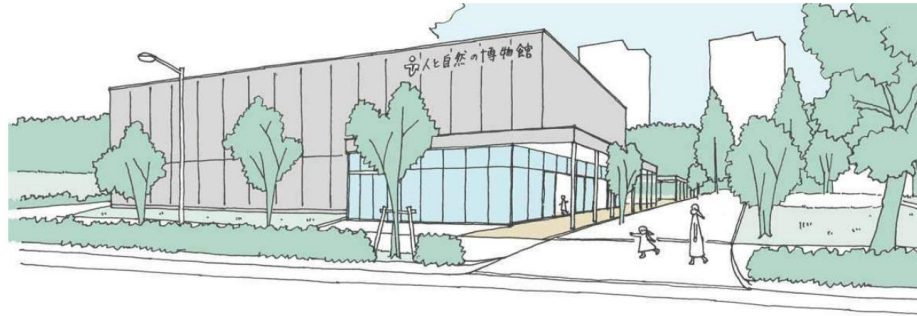
館の運営（魅力ある展示・イベント等の実施）

出展、参加

サポート

②フリーランス
（個人事業主）

- ・ 各種教室業
- ・ 映像出演 等



新型コロナウイルスの影響を受ける劇場・音楽堂を巡る関係者のイメージ

魅力ある公演・イベント等の実施
主催者（オーケストラ、劇団、興行主、劇場・音楽堂等）



②出演者

- ・楽器演奏者
- ・歌手
- ・ダンサー
- ・合唱団
- ・俳優
- ・落語家 等

※オーケストラ、劇団等と雇用関係にある場合もある



演出・舞台スタッフ

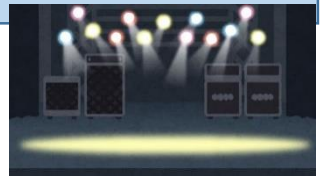


- ・演出家
- ・舞台監督
- ・照明・音響監督
- ・衣裳デザイナー 等

※事務職員等が雇用されている場合もある

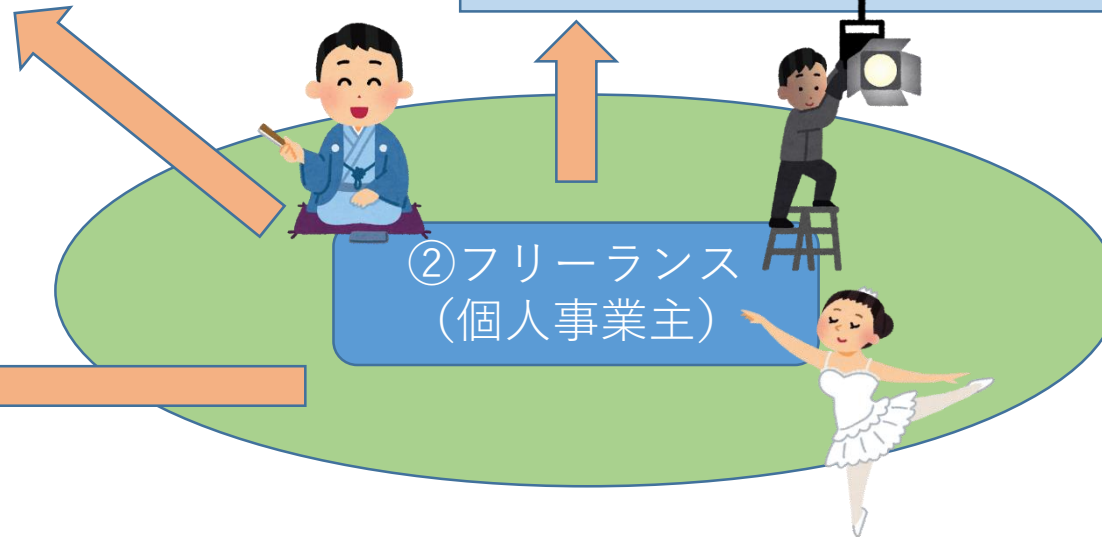
①関連事業者

- ・会場貸付業 等



②フリーランス （個人事業主）

- ・各種教室業
- ・映像出演 等



【事業活動の継続にお悩みの場合】

まず、新型コロナウイルス感染拡大の影響を数字で示す準備をお願いします。【文①p3,7～8参照】
各種申請に当たっては、「売上高の減少率」を算定することが必要です。

○資金繰りの支援を受けたい場合

←売上高の減少率に応じて、様々な支援を受けることができます。【一覧は、本資料p10参照】

①信用保証を受けたい⇒保証枠制度（信用保証協会）【文①p11～16参照】

経営の安定に支障が生じている場合に、信用保証協会の保証付きで融資が受けられる制度です。

②融資を受けたい⇒融資制度（日本政策金融公庫・商工中金等）【文①p17～26参照】

経営の安定に支障が生じている場合に、政府系金融機関から融資が受けられる制度です。

③利子を負担できない⇒特別利子補給の対象【文①p27参照】

②で借りた融資の利子相当分が補給される制度です。

○事業活動の持続のために給付を受けたい場合

←持続化給付金【経①p26,経②参照】

事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金の支給を受けることができる制度です。

○税・社会保険・公共料金等の支払いに困窮している場合【経①p56～65参照】

←納税、固定資産税等の軽減、電気料金等の支払い猶予を受けることができます。

①博物館、劇場・音楽堂を支えている事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用している労働者を休業させる必要が生じた場合、以下の制度を活用ください。

【雇用・労働環境の整備についてお悩みの場合】

・雇用の維持を図る場合

①**労働者を休業させたい**⇒雇用調整助成金 **【厚①p1①】**

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るために休業手当に要した費用を助成する制度

②**労働者の子供の学校が休みになって仕事を休業させたい**⇒小学校休業等対応助成金 **【厚①p1】**

小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子供の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対して、有給休暇を取得させた企業に対して助成金が支給される制度です。

※雇用調整助成金の特例措置が拡大し、期間が延長しておりますので、いま一度ご確認ください

・テレワーク導入等職場環境を改善させたい場合

①**テレワークを新規に導入したい**⇒時間外労働等改善助成金（テレワークコース） **【厚①p2】**

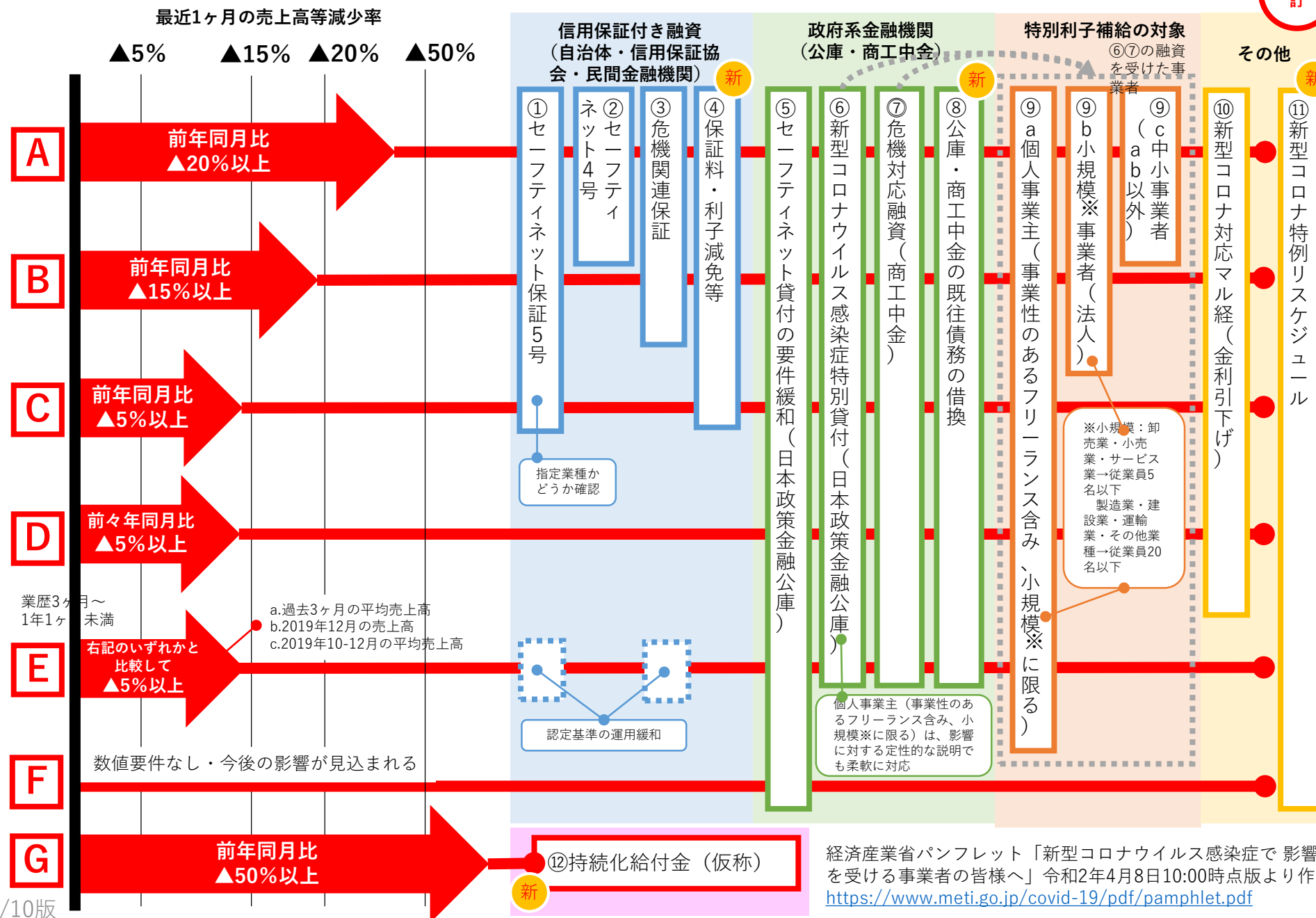
新型コロナ対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主に対して、テレワーク用通信機器の導入等を支援します。

②**特別休暇の規定を整備したい**⇒時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース） **【厚①p2】**

新型コロナ対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。

売上高等減少率による利用可能な支援策の判断

改訂



②博物館・美術館を活動の場に行っている画家・音楽家等のアーティストの皆様へ

まず、新型コロナウイルス感染拡大の影響を数字で示す準備をお願いします。
各種申請に当たっては、「売上／収入の減少」を明示することが必要となる可能性があります。

○生活維持のために資金が必要となる場合

←全国社会福祉協議会の貸付、日本政策金融公庫融資、政府からの給付金等の支援を受けることができます。

- ①休業し、貸付を受けたい⇒緊急小口資金（全国社会福祉協議会）【文③p4～5、厚②p5、社①参照】
感染症の影響で収入の減少があり、生活維持のため必要な世帯に対し、貸付を受けることができます。
 - ②失業し、貸付を受けたい⇒総合支援基金（全国社会福祉協議会）【文③p6～8、厚②p5、社①参照】
感染症の影響で失業し、日常生活の維持が困難な者に対して。貸付が受けられる制度です。
 - ③事業活動の持続のために給付を受けたい⇒持続化給付金【文③p22、経①p26、経②、厚②p6参照】
事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金の支給を受けることができる制度です。
 - ④融資を受けたい←無利子・無担保融資（日本政策金融公庫）【文③p18、経①p6～14、厚②p7参照】
一時的な業況の悪化に対して、運転資金や設備資金を無担保で借りることができる制度です。
- ※収入が減少してしまい、生活維持が困難⇒特別定額給付金【文③p26参照】
感染症の影響で収入が減少した世帯に向けて、生活を支援するための給付金が給付される制度です。

- 小学校等の休業等に伴い子供の世話をを行うために仕事を休業する場合【文③p9～12、厚②p18参照】
小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子供の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対して、有給休暇を取得させた企業に対して助成金が支給される、小学校等臨時休業給付金制度があります。

- 現在住んでいる住居・住宅の家賃の支払いが困難である【文③p23～25、厚②p11参照】
←住居確保給付金の適用対象が拡大し、失業していなくても給付を受けることができるようになりました。

- 税・社会保険・公共料金等の支払いに困窮している場合【文③p13～17、経①p56～65、厚②p8～10参照】
←納税、厚生年金保険料の猶予、固定資産税等の軽減、電気料金等の支払い猶予を受けることができます。

←令和2年度補正予算を活用し、施設の施設整備を進めることができます。

【博物館、劇場・音楽堂の再開に当たって、新型コロナウイルス感染症対策のための設備を整備する場合】

①館の再開に当たって設備を整備したい←文化施設感染症予防等事業【文④p3】

全国の博物館、劇場・音楽堂が、発熱者確認のためのサーモグラフィーや会場の換気を行うための空気清浄機等の感染症予防経費、公演再開時の環境整備を支援します。

②館の再開に当たって、混雑緩和措置を講じたい⇒時間制来館者システム導入支援【文④p3】

混雑を緩和するため、ウェブでの来館者管理システムや、チケットレス・システムを導入するための費用を支援します。

【博物館における鑑賞環境を改善する場合】

③文化施設の収益力を強化したい⇒最先端技術を活用した文化施設の収益力強化事業【文④p6】

館の文化資源を高精細コンテンツ等を生かした展覧会や教育事業等、新たな鑑賞モデルを実践します。

文化庁からのお願い

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束後、すみやかに博物館、劇場・音楽堂におけるこれまでの活動を取り戻すことにより、我が国における文化芸術及び社会教育の振興を図るため、
 - ・博物館、劇場・音楽堂を支えている事業者の皆様
 - ・博物館、劇場・音楽堂を活動の場としている画家、音楽家等のアーティストの皆様の文化芸術活動及び生活を支えるため、**次ページ以降の政府支援策を関係者に伝達ください！**
- 中止等されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への寄付金控除の適用について税制改正がなされますので、周知にご協力をお願いします！ **【文④p7】**

融資や給付金等の対応について（政府全体の取組）

▶星印は他省庁と連携する取組等

- ▶金融公庫等による**緊急貸付・保証枠の拡充**
- ▶雇用調整助成金の**特例措置の拡充**
- ▶**小口融資の拡大**
- ▶中小・小規模事業者等に対する**新たな給付金**

- ▶全国全ての人々への**新たな給付金（特別定額給付金（仮称））**

※具体的にどの制度が利用できるのか等、文化芸術関係者の個別のニーズに応じた情報提供等を行います。

※文化芸術をはじめとする幅広い業態の特殊性も踏まえたものとなるよう協力します。

- ▶一定期間に開催されるイベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、**割引・クーポン等を付与。〔経産省と連携〕**

文化施設が負担した キャンセル料への対応

感染拡大防止に向けた対応等により生じた**施設のキャンセル等による減収について、地方公共団体における適切な運用を依頼**します。

チケット払戻請求権放棄を 寄付金控除とする税制改正

文化芸術に係るイベントの入場料等について観客等が払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について、**寄附金控除の対象**とします。

文化施設の再開支援

文化施設における**感染症予防対策**、混雑緩和策としての**時間制来館者システム導入を支援**します。

最先端技術を活用した鑑賞環境等改善（文化施設の収益力強化について）

動画制作・配信、教育コンテンツ等の制作支援等による**鑑賞環境・収益力強化や博物館異分野連携モデルの構築**を行います。

アートキャラバンについて

生徒・アマチュアを含む**芸術団体**やフリーランスを含む**芸術家による公演・展示を全国開催**します。

子供たちの文化芸術の鑑賞・ 体験機会の創出

学校一斉休業で中止せざるを得なかった**鑑賞教室や子供の文化体験活動**を支援します。

自粛要請期

再開期

反転攻勢期

